

赤十字国際委員会 (ICRC) の使命

赤十字国際委員会 (ICRC) は、公平で中立、かつ独立した組織で武力紛争およびその他暴力の伴う事態によって犠牲を強いられる人々の生命と尊厳を保護し必要な援助を提供することをその人道的使命としています。

ICRC は、国際人道法および世界共通の人道的諸原則を普及させまた強化することによって人々に苦しみ及ばないよう尽力しています。

1863 年に設立された ICRC はジュネーブ諸条約および国際赤十字・赤新月運動の創設者でもあります。武力紛争およびその他暴力の伴う事態において国際赤十字・赤新月運動による国際活動の指揮・調整にあたります。

Website: www.jrc.or.jp/ICRC/
Twitter: @icrc_tok

0129/209 10.2012 2,000



生きる力を
支える仕事
紛争地で命と尊厳を守る



赤十字国際委員会 駐日事務所
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-13-1 虎ノ門 40MT ビル 6 階
TEL : 03-6459-0750
FAX : 03-6459-0751

WORKING FOR THE ICRC



ICRC

使命感を持ち、 自らの行動で世界に示す。

150年以上にわたり、
世界中の紛争地域で活動を続けてきた ICRC。
現在も争いが地上から消えることはなく、
人道に反した紛争地の悲劇は後を絶ちません。

危害を加えられたあらゆる人の、生きる力を支えること。

ICRCは、公平・中立・独立という基本原則に基づき
紛争現場で傷ついたすべての人に寄り添い、
その生命を尊重し、人間の尊厳を守ります。

“Even wars have limits”
— 戦争とはいえ、やりたい放題は許されない。

私たちは人道支援というゆるぎない信念を持ち、
その使命を世界へと示していきます。

HISTORY 赤十字国際委員会 (ICRC) の歴史

- 1859年 スイス人のアンリー・デュナンが北イタリア・ソルフェリーノで負傷兵救護活動を行う。
- 1863年 赤十字国際委員会の発足
「苦しむ人を敵味方の区別なく救護する。」というデュナンの考えのもと、ICRCの前身「国際負傷軍人救護常置委員会」が発足。
- 1864年 ジュネーブ条約と各国赤十字社の誕生
最初のジュネーブ条約（赤十字条約）が採択され、近代国際人道法が誕生。
- 1901年 アンリー・デュナン、初のノーベル平和賞受賞者となる。
- 1919年 赤十字社連盟の発足
平時の災害救護、保健・衛生、青少年の育成等を行う赤十字社連盟が誕生。
- 二つの世界戦争 前線や輸送手段の途絶えた所にも支援物資を届け、膨大な数の手紙や小包を捕虜に手渡す。多数の市民が攻撃にさらされた第二次大戦後は、市民の保護等を規定したジュネーブ四条約が成立した。
- 1965年 「7つの赤十字基本原則」
国際赤十字・赤新月運動の基本原則を「人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性」の7つにまとめ宣言。
- 1977年 ジュネーブ条約追加議定書
ジュネーブ四条約を補完するために第一・第二追加議定書が採択される。武力紛争における被害者の保護や非国際的武力紛争時における人道法の適用を規定。
- 1996年 在ベルー日本大使公邸人質事件
日本赤十字社と連携して公邸内の人々に緊急物資を届ける。仲介役として、人質の安全確保と平和的解決に向けて尽力。
- 1997年 & 2008年 「戦争に用いる手段と兵器の制限」
1997年対人地雷、2008年クラスター弾を禁止する条約の締結に向け国際社会に働きかける。
- 2009年 ICRC 駐日事務所が60年ぶりに日本に開設される。
- 2013年 創設150周年を迎える。

支援

紛争地域では、繰り返される暴力の被害を受けている一般市民が数多くいます。インフラが破壊され生活環境が悪化し、最低限度の生活を維持するのも困難となります。
紛争現場では迅速な対応が必要となるため、ICRCは世界各地に人と物資の輸送体制を整えて有事に備えます。生活必需品の入手ルートの確保や生活・衛生環境の改善、不当な暴力からの救済などが現地での主な活動です。
ICRCが活動する地域の多くは治安が不安定であり、特に紛争の前線は複数の武装勢力が入り乱れる危険地帯です。その中で独立と中立の姿勢を貫き、助けを求める人を平等に支援しなければなりません。その活動にはもちろん困難が伴いますが、混乱の大きな場所ほど、助けを待っている被害者が多いのも事実。そうした人々すべてに ICRC は寄り添います。



ICRCの活動

ICRCは「紛争の犠牲となっている人々に寄り添い、人間の尊厳と生活を守る」という理念のもと、暴力の応酬に苦しんでいる人々を支援・保護しています。

創始者アンリー・デュナンが唱えた赤十字思想一傷ついた人々を敵味方の区別なく救うこと一は、赤十字国際委員会 (ICRC)、国際赤十字・赤新月社連盟 (連盟)、そして各国の赤十字社・赤新月社の3つの機関によって受け継がれています。日本赤十字社は、3つ目の各国赤十字社・赤新月社に区分されます。ICRCは紛争下での支援・保護活動に徹し、各国赤十字社・赤新月社は主に国内で医療および自然災害の分野において活動を展開、連盟は186カ国の赤十字社・赤新月社の活動を支援・推進し、各社間の調整を行っています。
紛争地域で災害・医療支援が行われる場合、ICRCが主導機関となることが多く、他の機関と連携しながら任務にあたります。自らの活動を組織するだけでなく、協力機関の活動も調整し支援体制を作ります。
国際人道法や国際赤十字運動の基本原則の普及、保健医療の提供、離散家族などの情報交換も緊密な連携の下、行われます。



「国際赤十字」としての ICRC の役割

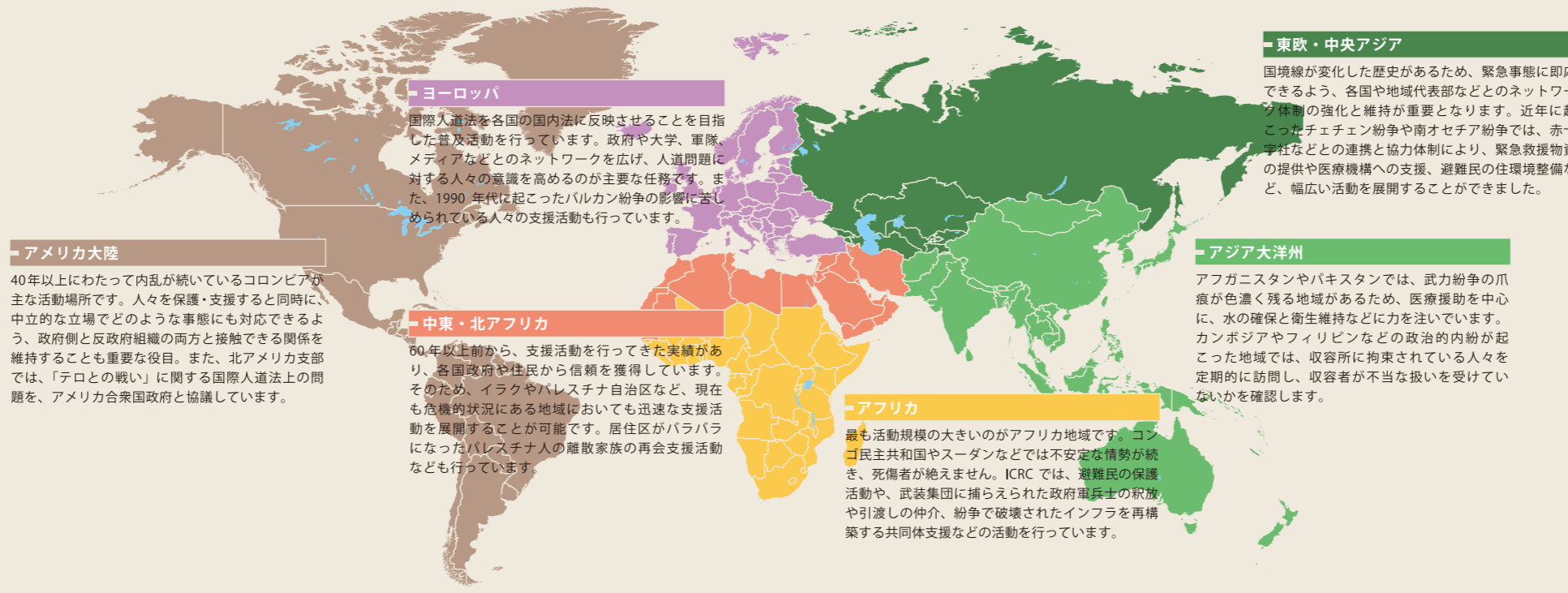
国際人道法の普及

紛争地域では、戦闘に参加していない人々も多く死傷します。ICRCは無差別兵器の使用禁止などを定めた国際人道法の尊重を交戦中の関係当局に呼びかけ、一般市民の被害を最小限に留めるよう努めています。
戦闘の混乱によって離散した家族の再会支援も重要な任務です。行方不明者の捜索や消息に関する情報交換を関係当局と行い、戦争孤児や行方不明者を減らすため尽力します。
ICRCならではの保護活動といえば、収容所への定期的な訪問です。国際人道法の番人として、戦争捕虜や被拘束者への拷問や虐待を防ぎ、人道的な処遇を受けているかをモニタリングします。定期的な訪問することで被拘束者の処遇の実態や消息の把握が可能となり、施設内に問題を発見した場合は状況の改善を当局に打診することができます。拷問や虐待からは憎しみと更なる暴力が生まれます。このような負の連鎖を断ち切ることも ICRC の重要な使命なのです。

紛争地域では、戦闘に関与しない一般市民が、武力を有する第三者から攻撃を受け凄惨な事態に発展することが多々あります。社会的弱者への武力を用いた不当な攻撃は許されるものではありません。
戦闘員でない一般市民を多く巻き込む無差別殺戮の可能性を秘めた兵器の使用は国際法違反です。
ICRCは紛争下の行き過ぎた行為を予防するために、国際人道法の普及活動を行っています。軍隊や武装警察、武装グループなどはもちろん、将来を担う大学生を中心とした若者も対象となります。また、近年ではルワンダ内戦のように一般市民による人道法違反が多発しているため、住民への普及教育も重要となってきています。各国の教育当局や諸機関に対しても人道法を教えるカリキュラムの導入を促進するなど、さまざまな方法で普及に努めています。

60を超える国に拠点を置き、約80カ国で支援・保護活動を遂行しています。

ICRCのデレゲート(Delegate)は12,000人以上、世界中の紛争地に赴き、幅広い任務に携わります。



ICRCは歴史の目撃者、証言者

ICRCが活動する多くの国において、日本の政治・経済・文化的影響は大きいと言えます。だからこそ、日本の人々に私たちの活動に興味・関心を持ってもらいたいと思っています。現在ICRCで働く日本人職員は、アフリカや中東、アジアなど、私たちが拠点を置く地域の中でも最も厳しい環境の中で活動を行っています。

私はこれまで、タイに始まり、フィリピン、スーダン、南アフリカ、アンゴラなど、アジアとアフリカで32年間、現場の状況・ニーズに沿った活動を行ってきました。特にアフリカでは、大陸自体が激動の時代に、まさに渦中の人物と接触。南アフリカでは、アパルトヘイト時代からICRCが何度も刑務所に訪ねていたネルソン・マンデラ氏の釈放、大統領就任を身近で目撃し、またルワンダでは、人道状況の改善に向けて対話を続けてきた政府関係が一転、殺害に関与した罪で拘束され、収容所に訪ねたこともあります。ICRCは歴史の証言者・目撃者として、決して表には出ないところ、まさにニュースの裏側で、深くその時々

の事象に関わっていることが多いのです。現場では、肉体的、精神的に苦勞を強いられるのも事実です。しかし、ICRCにしかできない活動・事業によってたくさんの人を救うことができます。このことが職員である私たちのプライドとなり、次から次へとやってくる難題に挑戦することで人間としての成長も促されるのです。



駐日代表
ヴィンセント・ニコ
Vincent Nicod

活躍するデレゲート

紛争地で活動するデレゲート

すべての力を問題解決のためだけに注ぐ

ICRCの活動の最前線に立つのがデレゲート(Delegate)です。私たちに与えられた任務は、人道という普遍的価値に基づき、武力紛争の状況下において、どの当事者にも偏らず、助けを必要とするすべての人々を支援・保護するとともに、赤十字・赤新月の基本原則と国際人道法の目的と規則を世界に普及していくことです。より具体的には、収容施設を訪問し拘束されている人々がきちんと人道の待遇を受けているかを監視したり、一般市民が戦闘に巻き込まれないように紛争当事者に勧告をしたりします。

デレゲートの赴任地での任期は原則1年で、毎年違う国へ異動します。私は現在フィリピンにいますが、これまでルワンダ、イラク、イスラエル及び占領地域(ガザ地区、ヨルダン川西岸地区、ゴラン高原)で活動してきました。急激な環境の変化の中でも生活文化に適応しながら、つねに与えられた任務を全うすることを念頭において各任地に足を踏み入れてきました。

収容施設における非人道の待遇や国際人道法の違反などは、管理当局や紛争当事者への批判や問題提起だけでは解決へ導くことはできません。私たちは相手の立場を理解しつつ、ICRCとしての懸念をはっきり伝えますが、時には腹を割って話し合い、どうしたら問題を解決できるかを一緒に考えるようにしています。

ICRCをひとことと言えば、決めたことは実行するので、「有言実行」です。私たちの役目は人道上の問題そのものを探し求めるのではなく、それを解決する具体的な方法を探すことに、より重点を置いています。しかし、問題を解決する責任は一義的には政府・武装勢力にあります。ICRCは彼らが自分達で解決する努力を促し、具体的な解決策を探せるように一緒に考えます。

現在私の所属するICRCフィリピン代表部では、2007年から刑事手続きを速めてマニラ刑務所の収容者数を減らす事業に取り組んでいます。私は政府・法曹・議会関係者に働きかけて、その事業を地方の刑務所に広げる活動を推進しています。こうした新しい共同事業は代表部全体の合意が必要ですが、計画の立案とその実行はデレゲートに任せられています。自由にできる範囲は広いですが、それだけ責任も大きいということです。

デレゲートに求められる資質とは

私がイスラエル及び占領地域(ガザ地区、ヨルダン川西岸地区、ゴラン高原)に赴任していた2009年1月、ガザで激しい戦闘が連日繰り返され、現場の同僚から悲惨な報告が入ってきました。「破壊された家の中で大人たちが死んでいる。そばで幼い子どもが置き去りにされている。しかし、イスラエル当局から救急車の通過許可が下りない」。そう伝えて来る同僚の声を聞くだけでもつらかったのですが、ICRCはこのような状況下で働くのが主要な任務なので、それぞれが与えられた役目をしっかりとこなすことに集中しなければなりません。犠牲者の問題は彼らの問題として客観的に捉えつつ、自分が彼らの立場だったらどのように助けてもらい



人でも多く支援・保護できるかを考え、実行していくことがデレゲートには求められます。

デレゲートとして働くには特定の専門性は必要ありません。学士号と数年の勤務経験という最低条件がある以外は、人道という理念に賛同でき、公平・中立・独立の原則に基づいて行動できる用意があることが重要です。そして、いかなる状況においても任務を全うすることを忘れない忍耐力は不可欠です。

私は、かつて戦争の当事者であった日本が、これからは戦争の犠牲者を助ける立場に立たなければならないという個人的信念により、ICRCで働きたいと思いました。人道という理念をどのようにして現実の世界的紛争地で実践していくか。この難しい課題に取り組むデレゲートがひとりでも増えることを、心から期待しています。

たいかを考え、具体的な解決策を見出していくことが必要です。ガザにいる同僚は死傷者の搬送に全力を尽くし、私は法律顧問としてイスラエル国防省の責任者に会い、国際人道法に照らして現行の軍事活動の危険性を告げました。

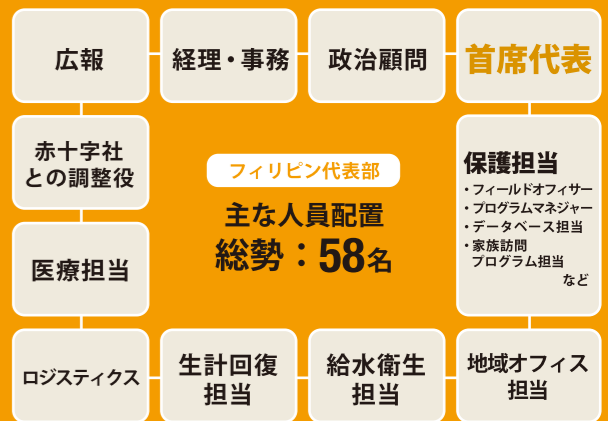
デレゲートはみな世界中で似たような極限状況を経験しています。刻一刻と変化する状況と自分に与えられた任務の中で、紛争の犠牲者を

人道のためにチームワークで支え合う



沖本が現在在籍するフィリピン代表部保護部門は国際正規職員4名、現地スタッフ7名の総勢11名で構成されています。各国のICRC代表部でも似たような組織構成を採用しています。世界の紛争地でさまざまな専門分野を持つ仲間と手を携え活動にあたる沖本は「武力紛争の影響を

受けた人々、収容所などで厳しい状況下にいる人々の苦痛をできるだけ和らげようと、デレゲート、現地職員問わず一致団結して仕事をします」とチームワークの重要性を語ります。さらに自然災害が発生したときは各国の赤十字社・赤新月社とも連携して犠牲者の保護や支援活動を展開するため、チームや仲間との協力関係はさらに拡大し、深化していきます。そんなときこそ「実践しようとしている活動と方法・手段が本当に支援・保護を求めている人々のためになるのか、そのことを先例にとらわれずしっかりと考え、周りの人とオープンに共有することが大切」と沖本は言います。紛争や災害が絶えない世界各地の現実の中で、厳しい試練とそれを克服しようとする情熱を多くの仲間と分かち合いながら、ICRCデレゲートは活動を続けます。



フィリピン代表部 保護担当デレゲート
沖本 慶一郎

世界中、どこでも通用する人間性や行動力を養えます



ICRCジュネーブ本部 人事担当
ダニエル・エルンスト
Daniel Ernst

紛争地のラストリゾート

ICRCの使命は、武力紛争によって被害を受けている人々の保護と支援を行うことです。紛争地で活動してきた長い歴史を持つICRCは、しばしば「Last Resort」と形容されます。困難な状況下において、中立の立場で敵も味方も関係なく傷ついた人を助けることや、他の支援機関が撤退する中でも、最前線でギリギリまで助けを求める人々に手を差し伸べ続けることなどが理由でしょう。このような活動ができるのはICRCが基本原則「中立・独立・公平」の態度を貫いているからです。勢力の大小や思想によって交渉相手を選ぶことをしないICRCは、反政府勢力とも交渉窓口を持ちます。彼らの兵士が傷を負えば助けます。そのため、むやみに攻撃のターゲットにされることもなく、紛争当事者から常に最新の情報を入手することができます。情報を基に分析を行い、状況に合わせて迅速な行動を取ること、自分自身や保護すべき人々の安全を守ることが可能となります。こうしたICRCならではの活動は、職員の高いパフォーマンスがあつてのものです。事実、紛争地での活動は心身ともに厳しく、ICRCのデレゲートへの要求は非常に高いかも知れません。しかしながら、それぞれが高いパフォーマンスを維持するからこそ、多くの人を助けることができ、国際人道法を広めるという意義のある活動を行えるのだと思います。

使命感を持って働ける方こそ、求める人材

デレゲートが任務を遂行する上で重要なこと、それはチームワークです。現地職員や通訳者、ドライバーなど一緒に行動する仲間とチームワークを機能させていくことが大切です。紛争地の情勢は急激に変化します。瞬時に状況を把握する判断力や、決断を行動に移す実行力そして調整能力を合わせ持つリーダーとしての力量も必要となります。また、被害者との対話や収容所訪問の際の個人面談、武力勢力との交渉において、相手の考えを読み取るコミュニケーション能力も重要です。さらに人間の生死を目の当たりにし、制限と緊張の多い環境で活動を行うため、ストレスに打ち勝つ強靭さも必要です。新たにデレゲートになる方には、まずジュネーブ本部近くのトレーニングセンターで新人研修を受けてもらいます。仮想訓練とともに組織論を学び、さらに能力に磨きをかけてもらい実務に入ります。その後は現場で経験を重ねていくことで、どのような状況下でも冷静に行動できる、強靭な心と体を持ったデレゲートに成長することができるでしょう。世界で助けを求めている人は数多くいます。人道援助という強い使命感を持ち、他では得られない仕事と人生経験を望まれる方の挑戦を待っています。

円滑かつ効率的に任務を遂行できるよう職員をバックアップ



採用後はジュネーブで研修(2~5週間)を受けた後、赴任地でのミッションを半年ずつこなします。研修内容は、まずICRCジュネーブ本部で組織について学んだ後、ICRCが設けた仮想紛争地で実践の研修・訓練となります。研修が一通り終わると、紛争地でのミッションに入りますが、一貫してICRCのメンターシステムによって新人職員の任務遂行がフォローアップされます。以降、赴任地での任期は基本的に一年で、定期的に世界各地へ異動することとなります。

職員の安全確保について

ICRCが活動する地域の多くは治安が不安定で、常に危険な状況下で任務を行う覚悟が必要です。ICRCではスタッフの安全を保障するため、赴任地の代表部・事務所ごとに職員の安全確保に関するガイドラインが設けられています。ガイドラインには、セキュリティの概念だけでなく、長年スタッフがそれぞれの環境で得た数々の経験や分析が蓄積されています。基本的な知識さえあれば危険を回避すること、あるいは軽減することが可能となります。助けを必要としている人々に確実に救いの手を差し伸べるために、スタッフの安全確保は最優先されます。

ICRC 情報

| | |
|------------|--|
| 本部 | : スイス・ジュネーブ |
| 職員 | : 約 12,000 人 |
| 2011 年活動資金 | : 963 億円 (ジュネーブ諸条約加入国と EU が 90%以上を拠出) |
| 活動対象国 | : 世界約 80 カ国、主に紛争地 |
| 活動実績 | : 緊急援助物資の配布、被拘束者の生活環境や待遇の監視、紛争犠牲者である文民の保護、行方不明者の安否調査活動、人道法の普及等 |

応募条件

- 対象年齢：25 歳以上
- 学士、またはそれと同等の学歴を有すること
- 2 年以上の社会人経験
- 海外赴任が可能な方 (家族の同伴は当初 2 年間はできません)
- 英語での業務遂行が可能であること (フランス語、アラビア語、ロシア語、スペイン語が堪能な方は優遇)
- 運転免許 (マニュアル) を取得していること

応募方法

ICRC 本部ウェブサイトよりご応募下さい。



知っておきたい国際人道法

ICRCの活動は、ジュネーブ諸条約をはじめとした国際人道法に基づいて行われています。

国際人道法って何?

国際人道法は、武力紛争における被害を抑制することを目的とした法規則です。「戦争法」や「武力紛争法」という名称でも知られています。国際社会で国家間の関係や行動を規律する国際法の一部を担っており、条約によって成文化されたものと慣習によって成り立つ不文のもの、そして、法の一般原則によって構成されています。主要部分は、1949年に締結された4つのジュネーブ条約と、1977年に定められた2つの追加議定書、そしてハーグ法によって成り立っています。国際人道法は、国家の武力行使を規律するものではありません。武力紛争下であっても、あくまで人間の尊厳を守り、人々の苦痛を軽減することが目的です。規律事項には次のようなものがあります。「敵対行為に参加しない民間人や病院などの一般施設が、紛争によって被害に遭わないための戦闘手段や方法の制約」や、「負傷などの理由から戦闘行為を放棄した軍人の適切な保護」などです。非常時であっても、一般市民や社会的弱者に対しては、虐待や暴行ではなく、支援と保護の手が差し伸べられなければなりません。その精神と原則を支えているのが国際人道法なのです。

国際人道法の精神とは?

国際人道法の精神は ICRC の活動の随所に見ることができます。およそ次の 7 つのルールに要約されます。

- ① 敵対行為に参加していない人はすべて、いかなる場合にも差別しないで人道的に待遇する。
- ② 交戦当事者は、常に戦闘員と文民 (一般市民) を区別し、攻撃を軍事目標に限定し、文民とその財産を保護しなければならない。
- ③ 投降し、敵対行為をやめた戦闘員は、殺傷してはならない。
- ④ 交戦当事者は、互いに傷病者を収容、看護しなければならない。そのための医療要員、施設、機材等を保護する赤十字などの標章を尊重、保護する。
- ⑤ 捕虜、被拘束者の生命、尊厳、人権の尊重と保護及び家族との通信、援助を受ける権利を保障する。
- ⑥ 戦闘方法や武器の使用は無制限ではなく、不必要で過度な損害や殺傷をもたらす武器は使用してはならない。
- ⑦ 公正な裁判を受ける権利及び拷問、体罰、残虐で品位を汚す扱いを受けない権利を保障する。

※これらのルールは、ICRC が国際人道法の内容を分りやすくするために作成したもので、法的な権威があるわけでも既存の条約を置き換えたものでもありません。

国際人道法が適用されるのはどんな時?

国際人道法は、国際的武力紛争や内戦といった形態にかかわらず、武力を用いたあらゆる紛争に適用されます。どちらが戦闘を始めたかなどは関係なく、いったん武力紛争が発生すれば、すべての当事者に平等に適用されます。しかし、単発的な暴力行為は対象外で、国内的緊張や騒乱などには適用されません。また、国際人道法では国と国との争い(国際的武力紛争)と、一つの国の領土内で起きた内戦(非国際的武力紛争)を区別しています。

- **国際的武力紛争とは…**
少なくとも 2 つの国家間で行われる紛争を指します。当事国は、ジュネーブ諸条約や第一追加議定書を含む法規則の制約下に置かれます。
- **非国際的武力紛争とは…**
一国の範囲内に限定された正規軍と反乱軍の交戦や、武装勢力同士の交戦などを指します。内戦が起こっている国には、ジュネーブ諸条約に共通の第 3 条や第二追加議定書が適用されます。

国際人道法と内容が類似している法規制に「国際人権法」があります。人権法は平時に適用されるもので、多くの条項が武力紛争時に停止される可能性があるため、明解な区別が必要です。

国際人道法にはどんな法が含まれるの?

紛争時に犠牲者を人道的に取り扱うことを規律する国際人道法は主に、「戦闘に参加しない、あるいはもはや参加していない人々の保護」を示したジュネーブ四条約と、「武器などの戦闘手段や、戦術などの戦闘方法の制限」を取り決めたハーグ法の 2 つから成り立っています。

- **ジュネーブ四条約**… 陸戦の傷病兵の保護救済や、海戦の傷病兵、難破船の保護救済、捕虜の人道的な待遇、文民の保護が規定されています。
- **共通第 3 条**… 4 つのジュネーブ条約にある第 3 条はいずれも共通していて、内戦について書かれています。国際慣習を法制化しており、すべての交戦当事者に適用されます。
- **第一追加議定書**… 植民地の独立闘争が多発したのを機に制定され、犠牲者の保護強化をうたっています。独立闘争を国際的武力紛争と同等と認知しています。
- **第二追加議定書**… 共通第 3 条を拡充したもので、政府軍と反乱軍などの組織的武装集団との内戦に適用されます。
- **ハーグ法**… 軍事作戦における戦闘方法や武器の使用を制限し、交戦当事者の権利義務を規定するものです。対地雷や毒ガスの使用禁止などが記されています。